

# 母子・父子・寡婦福祉資金 相談から貸付まで

## まずは事前に電話相談をお願いします!!

※電話なしの来所、もしくは電話当日の来所の場合、必要書類が揃わず、相談が長引く場合がございます。



峡東保健福祉事務所 福祉課  
0553-20-2750

### ①来所相談(数回かかる場合あり)

☆必要書類が揃った状態での初回相談は、ご家庭の状況や必要経費等詳しく聞き取りを行うため、長めのお時間をいただいています(2時間~3時間程度)。時間に余裕をもってお越しください。  
☆必要書類が揃わない場合は具体的な相談にのれないことがあります。

場合によってはこの時点で他制度へのご案内をする場合があります。あらかじめご了承ください。

### ②貸付申請

☆来所相談で聞き取りの上、貸付希望の方は申請をしていただきます。

### ③調査訪問

☆ご自宅へ訪問させていただきます。  
連帯保証人(学費の場合は対象となる子:連帯借受人も)に同席していただき、面談を実施します。

貸付金の相談の場合、相談開始から貸付決定までは、おおよそ2~3ヶ月程度かかります。

### ④貸付審査

☆貸付の可否を審査で決定いたします。

### ⑤貸付決定

☆決定した場合は、追加で提出書類がございます。その提出日によって貸付金の振込日が前後します。



## 母子・父子・寡婦福祉資金 よくある質問

### Q.借る人は誰になりますか？

A.ひとり親のための貸付制度となりますので、基本的には子どもを養育している(もしくはかつてしていた)配偶者のいない方(うちの事務所はお母様が多いです)が借る方(借受人)となります。お子様に係わる資金の場合は、お子様を連帯借受人としていただきます。その他様々な事情のいる方もいらっしゃいますので(籍は入れているが配偶者が失踪、祖母もしくは祖父がひとりでお孫さんを養育している、両親不在等)、その場合はお気軽にお問い合わせください。

### Q.利子はかかりますか？

A.お子様に係わる資金の場合は無利子です。親に係わる資金の場合、基本的に年利1.0%かかります。ただし、この場合も連帯保証人をつけていただければ無利子となります。

### Q.所得制限はありますか？

A.基準はあります。細かい話になりますので、詳しくはお問い合わせください。

### Q.いくら借りられますか？

A.各資金ごと、定められた限度額があり、その限度額内の必要経費のみの貸付です。どの程度必要かは資料を参照して計算しますので、「少し上乗せして欲しい」という希望は叶えられない場合があります。

### Q.奨学金と一緒に借りられますか？

A.当資金において、学費にあてる資金は「修学資金」です。  
上記の資金と、高校生が使える「みどり奨学金」、大学・専門学校で使える「学生支援機構」、看護生が使える「看護職員修学資金」は併用が出来ません。ただし限度額を下げて利用できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
入学金にあたる「就学支度資金」とは基本的に併用可能です。  
その他民間の奨学金、民間の教育ローン、国の教育ローン(日本政策金融公庫)との併用は可能です。

### Q.返済はどのように行いますか？

A.貸付をしてから償還(返済のことをこう呼びます)開始までは、少し間が空きます。その期間を「償還据置期間」といいます。この期間は資金ごとに異なりますので、詳しくは「ひとり親家庭・寡婦のしおり」をご参照ください。当所からは貸付が決定した際にご説明します。  
据置期間が経過したあと、償還は開始となります。償還期間もしおりをご参照ください。  
償還は基本的に銀行引落(山梨中央銀行)となっています。毎月の償還となりますが、希望があれば一括償還や繰上償還が出来ます。

その他、わからないことがあればお気軽にお問い合わせください。

峡東保健福祉事務所 福祉課 母子父子寡婦福祉資金担当  
山梨市下井尻126-1 0553-20-2750